

(別添1)

子育て王国とっとりサイト管理運営業務委託仕様書

1 委託業務の名称

子育て王国とっとりサイト管理運営業務（以下「本業務」という。）

2 業務目的

幅広い子育て支援情報（鳥取県（以下「県」という。）の子育て支援施策、子育て支援サービス、相談窓口等）を掲載する子育て王国とっとりサイト（以下「本サイト」という。）を活用した情報発信や管理運営業務等を、専門的な知見を有する民間事業者等に委託することにより、情報発信力の向上や業務の効率化を図る。

3 業務期間

契約締結日から令和13年3月31日まで

4 業務処理責任者等の選任

受注者は、本業務の処理について業務処理責任者（1名）及び業務担当者（1名以上）を定め、契約締結後速やかに発注者に報告するものとする。

業務処理責任者は、業務担当者の業務（取材、編集、掲載業務等）の状況を常に把握し、必要な指揮監督を行うとともに、発注者と緊密な連絡を保つものとする。

なお、業務処理責任者及び業務担当者は、受注者の他の業務と兼任させることは差し支えない。

5 本業務の実施内容

下記のとおり、本サイトや各種SNSの管理運営等を行うものとする。なお、令和8年3月にサイトのリニューアルオープンを予定していることにより、本業務を行うサイトの構成は、公告時点と異なるため注意すること。リニューアルオープン後のサイトの構成は、参考資料「サイトの基本構成」を参考にすること。

（1）本サイトの管理運営業務

閲覧者のニーズに対応した良好な閲覧環境を確保するために次のとおり本サイトの管理運営を行う。

- ①IPA「安全なウェブサイトの作り方」（<https://www.ipa.go.jp/security/vuln/websecurity.html>）を参考にし、全ページにSSL対応を行うとともに、情報の改ざん、漏えい等、システムへの不正アクセスの防止対策及びコンピューターウイルス等のセキュリティ対策、個人情報の保護等に万全を期し、機密性、完全性、可用性、暗号化通信等、セキュリティに必要な機能を構築すること。
- ②サーバー及びドメインの使用等に要する経費は、受注者が負担すること。また、サーバーへアクセスするためのインターネット接続環境については受注者において整備すること。
- ③総務省により策定された「みんなの公共サイト運用ガイドライン」（https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/b_free/webaccessibility.html）の手順に基づき、ユーザビリティに配慮すること。
- ④使用するソフトウェア等の適切な管理、更新作業を行うこと。
- ⑤本サイトのアクセス状況等は隨時解析・分析し、明らかになった課題を改善すること。

（2）本サイト上での情報発信

必要な取材活動や情報収集を行った上で、下記のとおり本サイトの更新業務を行うこと。なお、

下記を含む本サイトに掲載する情報は、常に最新の状態になるよう努めること。

①イベント情報

(ア) 業務内容

県及び関係団体からの依頼や、子育て関連のウェブサイト及び SNS 等からの情報収集により、子ども向けイベントを掲載すること。なお、県立施設で開催される子ども向けイベントについては必ず掲載すること。また、鳥取県データ連携基盤から連携されるイベント情報の管理（情報の取捨選択、体裁整理等）を行うこと。

※鳥取県データ連携基盤とは、システム、分野、組織等の垣根を越えて、データ連携を可能とする鳥取県が構築したデータ連携基盤であり、データ連携を通じて地域の全体最適化を実現するものである。当該基盤を介し取得したイベント情報を本サイトに自動連携させる仕組みを令和8年3月に構築予定。

(イ) 掲載頻度

イベント情報を入手する都度掲載する。

②子育て特集記事

(ア) 業務内容

県内の子どもが遊べる施設・事業所や、子育て支援団体・子育てサークル、子育て世帯に優しいお店（飲食店等）、とっとり子育てプレミアムパートナー等について取材を行い、紹介記事を掲載すること。なお、紹介する施設等のカテゴリは、一部に偏らないよう留意すること。

(イ) 掲載頻度

月2回以上掲載する。

③目的別子育て情報

(ア) 業務内容

上記②で紹介した中で、遊び場、子育て支援団体・子育てサークル、子育て世帯に優しいお店に該当する記事を選定し、参考資料「サイトの基本構成」で示す「目的別子育て情報」内に施設等一覧を作成すること。また、施設等一覧から該当の取材記事に遷移できるようにすること。

(イ) 掲載頻度

該当の記事を選定する都度掲載する。

④プロポーザル審査会からの附帯意見への対応、その他受注者が独自に提案した業務

プロポーザル審査会からの附帯意見及び対応方針については、事業実施にあたって必ず反映させること。また、企画提案において提案した内容については、必ず実施すること。

（3）SNS の管理業務

①子育て王国鳥取県 X の管理業務

子育て王国鳥取県 X のアカウントを活用し、1日に1回程度、鳥取県内の子育てに関するトピックスや取材情報等を投稿する。

②子育て王国鳥取県 Instagram の管理業務

子育て王国鳥取県 Instagram のアカウントを活用し、1日に1回程度、鳥取県内の子育てに関するトピックスや取材情報等を投稿する。

③子育て王国鳥取県 Facebook の管理業務

子育て王国鳥取県 Facebook のアカウントを活用し、1日に1回程度、鳥取県内の子育てに関するトピックスや取材情報等を投稿する。

④子育て王国鳥取県の YouTube 情報の管理業務

取材活動により撮影した動画及び県が依頼した子育てに関する動画の掲載を行う。

(4) 事業計画書の提出

毎月の事業計画書（本サイトに掲載する情報の内容及び取材予定等を記載したもの（様式任意））を前月28日までに提出すること。

6 権利義務の譲渡等の禁止

受注者は、本業務に係る契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保の目的に供することができない。ただし、あらかじめ発注者の承認を得た場合は、この限りでない。

7 再委託の禁止

- (1) 受注者は、発注者の承認を受けないで、再委託をしてはならない。
- (2) 発注者は、次のいずれかに該当する場合は、(1)の承認をしないものとする。ただし、特段の理由がある場合はこの限りでない。
 - ア 再委託の契約金額が再委託する年度委託料の額の50パーセントを超える場合
 - イ 再委託する業務に本業務の中核となる部分が含まれている場合

8 守秘事項等

- (1) 受注者は、本業務における成果物（中間成果物を含む。）を、当該業務においてのみ使用することとし、これらを蓄積し、又は他の目的に使用してはならない。
- (2) 受注者は、本業務の履行に当たって知り得た秘密を漏らしてはならない。
- (3) 受注者は、本業務に従事する者並びに7の規定により本業務を再委託する場合の再委託先及びそれらの使用人に対して、(1)及び(2)の規定を遵守させなければならない。
- (4) 発注者は、受注者が(1)から(3)までの規定に違反し、発注者又は第三者に損害を与えた場合は、受注者に対し、この契約の解除又は損害賠償の請求ができるものとする。
- (5) (1)から(4)までの規定は、業務期間の満了後又はこの契約解除後も同様とする。

9 目的外使用等の禁止

受注者は、本業務に必要な情報等について、この契約以外の目的で使用し、又は第三者に提供してはならない。

10 特許権等の使用

受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている材料、履行方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその材料、履行方法等を指定した場合において、仕様書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかつたときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担する。

11 本業務の調査等

発注者は、必要があると認めるときは、受注者の本業務の履行状況について調査し、発注者の職員を立ち会わせ、受注者に報告を求めることができる。受注者は、これに従わなければならぬ。

12 仕様書と本業務内容が一致しない場合の修補義務

受注者は、本業務の履行内容が仕様書又は双方協議の内容に適合しない場合において、発注者がその修補を請求したときは、これらに適合するよう必要な修補を行わなければならない。

13 事故等発生時の対応義務

- (1) 受注者は、事故等の発生により本業務の履行に支障を生じ、又は生ずるおそれがあると認めるとときは、直ちにその状況を発注者に報告しなければならない。
- (2) 受注者は、直ちに事故等の原因を調査し、早急に復旧措置を講ずるとともに、対応策、再発防止

策等について発注者と協議する。

14 損害賠償

受注者は、その責めに帰する理由により本業務の実施に関し発注者又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

15 責任の制限

双方の責めに帰すことのできない理由により、受注者がこの契約による義務の全部又は一部を履行することができないときは、受注者は当該部分についての義務の履行を免れ、発注者は当該部分について委託料の支払義務を免れる。

16 完了報告及び検査

- (1) 受注者は業務期間における各年度が終了したときは（年度途中において本業務の中止又は廃止の承認を受けた場合を含む。）、事業年度終了後 10 日以内に当該年度における業務完了報告書を発注者に提出する。
- (2) 発注者は、(1) の業務完了報告書を受領した日から 10 日以内に本業務の完了を確認するための検査を行う。
- (3) 発注者は、(2) の規定に基づき検査を行った結果、本業務を合格と認めるときは、その旨を受注者に通知しなければならない。
- (4) 受注者は、(2) の検査に合格しないときは、発注者の指示に従って遅滞なくこれを修補し、発注者の検査を受けなければならない。この場合においても (2) 及び (3) の規定を準用する。

17 委託料の支払

- (1) 受注者は、16 (3) の通知を受理した後、発注者に委託料を請求する。
- (2) 発注者は、正当な請求書を受理した日から 30 日以内に委託料を支払う。
- (3) 発注者が正当な理由なく (2) に規定する期間内に支払を完了しないときは、受注者は、遅延日数に応じ未払金額に対し、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第 8 条第 1 項の規定に基づき財務大臣が決定する率で計算した遅延利息を発注者に請求することができる。
- (4) 前 3 項の規定にかかわらず、受注者は鳥取県会計規則第 75 条を根拠として、発注者に対して概算払を請求できるものとする。

18 違約金

発注者は、受注者が 3 に規定する業務期間内に本業務を完了できなかったときは、委託料総額から既完了部分（受注者が既に本業務を完了した部分のうち、発注者が引渡しを受ける必要があると認めたものをいう。）に対する相当額を控除した額に対し、遅延日数に応じ、鳥取県会計規則（昭和 39 年鳥取県規則第 11 号）第 120 条の規定により計算した額を、違約金として受注者に請求することができる。

19 業務の中止

発注者は、必要があると認めたときは、本業務の履行を一時中止させることができる。

20 追完請求権

- (1) 発注者は、成果物の引渡し後、当該成果物が仕様書又は双方協議の内容に適合しないものであるときは、受注者に対して相当な期間を定めて発注者の指示した方法により無償で補修、代替物の引渡し又は不足物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。
- (2) (1) の規定により、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は受注者に対して代金の減額を請求することができる。
- (3) (1) 及び (2) の規定は、発注者が受注者に対して行う損害賠償の請求及びこの契約の解除を妨げるものではない。

21 契約の解除

- (1) 発注者は、必要があるときは、この契約を解除することができる。
- (2) 発注者は、受注者が次のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時ににおける債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。
- ア 正当な理由なく、始期を過ぎても本業務に着手しないとき。
- イ 本業務を遂行する見込みがないとき又は本業務を業務期間内に履行する見込みがないと認められるとき。
- ウ 20（1）の履行の追完がなされないとき。
- エ この契約に違反したとき。
- (3) 発注者は、受注者が次のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。
- ア 本業務の履行不能が明らかであるとき。
- イ 本業務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- ウ 本業務の一部の履行が不能である場合又は本業務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- エ このほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が（2）の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- オ 受注者又はその代理人若しくは使用人がこの契約に関して、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条に違反する行為又は刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは同法第198条に規定する行為をしたと認められるとき。
- カ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- キ 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。
- （ア）暴力団員を役員等（受注者が法人の場合にあってはその役員及び経営に事実上参加している者を、受注者が任意の団体にあってはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含む。以下同じ。）とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。
- （イ）暴力団員を雇用すること。
- （ウ）暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。
- （エ）いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。
- （オ）暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。
- （カ）役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。
- （キ）暴力団若しくは暴力団員であること又は（ア）から（カ）までに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務を下請等させること。
- (4) 発注者が（2）及び（3）の規定によりこの契約を解除した場合は、受注者は、違約金として委託料総額の10分の1に相当する金額を発注者に支払わなければならない。
- (5) 発注者は、(1)の規定によりこの契約を解除する場合、契約解除の1か月前までに文書により受注者に通知する。この場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、受注者はその損害の賠償を請求することができる。なお、賠償額は、発注者と受注者が協議して定める。

22 賠償の予定

受注者が21の（3）才に該当する行為をしたと発注者が認めたときは、発注者がこの契約を解除するか否かを問わず、受注者は、賠償金として委託料総額の10分の2に相当する金額を発注者に支払わ

なければならない。

23 個人情報の保護

- (1) 受注者は、本業務を遂行するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報・死者情報の取扱いに係る特記事項」(以下「特記事項」という。)を遵守しなければならない。
- (2) 受注者は、7の規定により本業務を発注者の承認を受けて第三者に再委託する場合は、当該受注者に対して、特記事項を遵守させなければならない。

24 専属的合意管轄裁判所

本業務に係る訴訟の提起については、鳥取市を管轄する裁判所をもって専属的合意管轄裁判所とする。

25 仕様書遵守に要する経費

本仕様書を遵守するために要する経費は、全て受注者の負担とする。

26 その他

この仕様書に定めのない事項又はこの仕様書について疑義の生じた事項については、発注者と受注者が協議して定める。

(別記)

個人情報・死者情報の取扱いに係る特記事項

(基本的事項)

第1条 乙は、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2条 乙は、業務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。

2 乙は、業務に従事している者又は従事していた者（以下「従事者」という。）が、当該業務に関して知り得た個人情報を他に漏らさないようにしなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(目的外保有・利用の禁止)

第3条 乙は、業務の目的以外の目的のために、業務に関して知り得た個人情報を保有し、又は利用してはならない。

(第三者への提供の禁止)

第4条 乙は、業務に関して知り得た個人情報を第三者に提供してはならない。ただし、あらかじめ甲が書面又は電磁的記録で承諾した場合には、この限りでない。

(再委託等の禁止)

第5条 乙は、業務を第三者（乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）を含む。）に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲が書面又は電磁的記録で承諾した場合には、この限りでない。

2 前項ただし書の場合には、乙は、この契約により乙が負う個人情報の取扱いに関する義務を前項の第三者（以下「再委託先」という。）にも遵守させなければならない。

3 前項の場合において、乙は、再委託先における個人情報の取扱いを管理し、監督しなければならない。

(個人情報の引渡し)

第6条 業務に関する甲乙間の個人情報の引渡しは、甲が指定する方法、日時及び場所で行うものとする。

2 乙は、業務を行うために甲から個人情報の引渡しを受けるときは、甲に対し当該個人情報を預かる旨の書面又は電磁的記録を交付しなければならない。

(複製・複写の禁止)

第7条 乙は、業務において利用する個人情報（業務を行うために甲から引き渡され、又は乙が自ら収集した個人情報をいう。以下同じ。）を複写し、又は複製してはならない。ただし、あらかじめ甲が書面又は電磁的記録で承諾した場合には、この限りでない。

(安全管理措置)

第8条 乙は、業務において利用する個人情報を取り扱うに当たり、甲と同等の水準をもって、当該個人情報の漏えい、滅失、毀損又は不正な利用（以下「漏えい等」という。）の防止その他の当該個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(研修実施時における報告)

第8条の2 乙は、その従事者に対し、個人情報を取り扱う場合に当該従事者が遵守すべき事項、個人情報の保護に関する法令等に基づく罰則の内容及び個人情報の漏えい等が生じた際に負う民事上の責任についての研修を実施し、甲が指定する方法で報告しなければならない。

2 第5条第1項ただし書により再委託先がある場合には、乙は、再委託先に対し、前項の研修を実施させ、同項の報告を受けなければならない。

3 前項の場合において、乙は、再委託先から受けた報告について甲に報告しなければならない。

(事故発生時における報告)

第9条 乙は、業務において利用する個人情報の漏えい等の事故が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、当該事故の発生に係る乙の責めに帰すべき事由の有無にかかわらず、直ちに甲に対し報告し、その指示に従わなければならない。

2 甲は、業務において利用する個人情報の漏えい等の事故が発生した場合には、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

(個人情報の返還等)

第10条 乙は、この契約又は業務の終了時に、業務において利用する個人情報を、直ちに甲に対し返還し、又は引き渡すものとする。

2 前項の規定にかかわらず、この契約又は業務の終了時に、甲が別に指示したときは、乙は、業務において利用する個人情報を廃棄（消去を含む。以下同じ。）するものとする。この場合において、乙は、個人情報の廃棄に際し甲から立会いを求められたときは、これに応じなければならない。

3 乙は、業務において利用する個人情報を廃棄する場合には、当該個人情報が記録された電磁的記録媒体の物理的な破壊その他当該個人情報の判読及び復元を不可能とするために必要な措置を講じなければならない。

4 乙は、業務において利用する個人情報を廃棄したときは、廃棄した日時、担当者、方法等を記録するとともに、甲の求めに応じて、当該記録の内容を甲に対し報告しなければならない。

(定期的報告)

第11条 乙は、甲が定める期間ごとに、この特記事項の遵守状況について甲が指定する方法で報告しなければならない。

2 第5条第1項ただし書により再委託先がある場合には、乙は、再委託先から、前項の報告を受けなければならぬ。

3 前項の場合において、乙は、再委託先から受けた報告について甲に報告しなければならない。

(監査)

第12条 甲は、業務において利用する個人情報の取扱いについて、この特記事項の遵守状況を検証し、又は確認するため、乙（再委託先があるときは、再委託先を含む。以下この条において同じ。）に対して、実地における検査その他の監査を行うことができる。

2 甲は、前項の目的を達するため、乙に対して、必要な情報を求め、又は業務に関し必要な指示をすることができる。

(損害賠償)

第13条 乙の責めに帰すべき事由により、乙が個人情報の保護に関する法律、鳥取県個人情報保護条例（令和4年鳥取県条例第29号）又はこの特記事項の規定の内容に違反し、又は怠ったことにより、甲に対する損害を発生させた場合は、乙は、甲に対して、その損害を賠償しなければならない。

2 乙又は乙の従事者（再委託先及び再委託先の従事者を含む。）の責めに帰すべき事由により、業務において利用する個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、乙は、これにより第三者に生じた損害を賠償しなければならない。

3 前項の場合において、甲が乙に代わって第三者の損害を賠償したときは、乙は遅滞なく甲の求償に応じなければならない。

(契約解除)

第14条 甲は、乙が個人情報の保護に関する法律、鳥取県個人情報保護条例又はこの特記事項の規定の内容に違反していると認めたときは、この契約の全部又は一部を解除することができるものとする。

(死者情報の取扱い)

第15条 乙が業務を行うために死者情報（鳥取県個人情報保護条例第2条第1項第6号に規定する死者情報をいう。以下同じ。）を利用する場合における当該死者情報の取扱いについても、第2条から前条までと同様とする。

(注) 甲は鳥取県、乙は受注者をいう。